

平成23年度 中小企業デザイン導入支援事業  
コンサルティングプログラム実施要領

(目的)

第1条 中小企業デザイン導入支援事業 コンサルティングプログラム（以下「プログラム」という。）は、製品の高機能化や販売促進に課題を持つ者に対し、デザインの活用により課題解決を図り、製品の高付加価値化や差別化につなげ、もって製品の競争力強化を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本プログラムは、製品の高機能化や販売促進における課題解決の手段として、デザインの活用を試みる者に対し、デザインの専門家を短期間派遣し、課題解決につながる助言を行うと共に、課題解決のポイントや今後取り組むべき方向性を含む提案を行うものである。

(支援対象)

第3条 この事業の支援対象となる者は、県内に所在する者であって次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員等又は暴力団密接関係者は除外するものとする。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）
- (3) 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会
- (4) その他、支援対象として県が適当と認める者

(支援企業の選定等)

- 第4条 この事業による支援を受けようとする者は、参加申込書（第1号様式）により、県に申請するものとする。
- 2 県は、前項の申請があった場合には、別に定めるコンサルティングプログラム選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、本プログラムによる支援が適当であると認められる者（以下「受援事業者」という。）の選定を行う。
  - 3 県は、審査に必要な場合には、当該申請者に対しヒアリングを実施し、委員会に報告することができる。
  - 4 県は、委員会の審査により受援事業者を決定した場合には、速やかに受援事業者に対し通知するものとする。

(専門家の選定等)

- 第5条 県は、前条により受援事業者が決定した場合には、遅滞なく適切な専門家の候補を選定し、受援事業者に通知するものとする。
- 2 受援事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに希望する専門家を選択のうえ、その結果を県に報告しなければならない。
  - 3 受援事業者は、第1項の候補に希望する専門家がない場合には、速やかに県に通知しなければならない。

- 4 県は、前項の通知を受けた場合には、再度、専門家候補の選定を行うものとするが、選定すべき候補がない場合には、受援事業者の承諾を得て、第4条第4項の決定を取り消すことができるものとする。
- 5 県は、受援事業者から第2項の報告を受けたときは、専門家に受援事業者への支援について打診するものとする。
- 6 県は、前項の結果、専門家の了解を得られた場合には、受援事業者に専門家の決定について通知するとともに、専門家に受援事業者への支援について依頼するものとする。
- 7 県は、第5項の結果、支援の了解を得られる専門家がない場合には、受援事業者の承諾を得て、第4条第4項の決定を取り消すことができるものとする。
- 8 受援事業者は、第6項の通知を受けたときは、速やかに専門家受入書（第2号様式）を県に提出しなければならない。
- 9 専門家は、第6項の依頼を受けたときは、速やかに支援実施承諾書（第3号様式）を県に提出しなければならない。

#### （支援の実施）

- 第6条 受援事業者と専門家は、支援の開始にあたり面談を行い、課題やコンサルティングの内容について調整を図り、秘密保持契約の取り交わしを行うものとする。
- 2 県は、前項の契約が取り交わされたか、受援事業者又は専門家に確認することができる。
  - 3 専門家による受援事業者へのコンサルティング実施日数は、3日以内とする。ただし、3日のうち1日は、専門家は受援事業者を訪問し、コンサルティングを行わなければならない。
  - 4 専門家は、コンサルティングにおいては、受援事業者の課題を解決するため、助言や提案を行うものとする。
  - 5 前項の業務には、試作品等の製作や実験の実施等の実務提供は原則含まないものとする。

#### （専門家の責務）

- 第7条 専門家は、課題解決のポイントや今後取り組むべき方向性等を含む提案をとりまとめ、成果報告書（第4号様式）により受援事業者及び県に提出しなければならない。
- 2 専門家は、県から委員会への成果報告の実施を求められた場合には、これに協力するものとする。
  - 3 専門家は、本事業により知り得た受援事業者の情報等を外部に漏らし、またはこれを自己の利益のために利用してはならない。

#### （受援事業者の責務）

- 第8条 受援事業者は、本プログラムの支援終了後に県が実施する調査に協力しなければならない。
- 2 受援事業者は、事業完了後5年間が経過するまでの間、県から資料の提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。

#### （経費）

- 第9条 県は、第7条第1項の報告を確認した場合には、速やかに謝金を支払うものとする。

る。

2 県が、専門家に支払う謝金は別途定める。

(事後調査)

第10条 県は、事業終了後、受援事業者に対して、事業による支援の効果等について調査することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。